

(仮称)和泉市自治基本条例(原案)に対するご意見・ご感想と策定委員会回答

区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
市民	全体	良い条例である。 実施方法を具体的に 年何回か? 地域ごとに	原案の趣旨・内容にご賛同いただき、ありがとうございます。
市民	全体	和泉市の最高規範と位置付けた「自治基本条例原案」が仕上がり、施行に向けて最後の段階を迎えたことについて、関係各位に対し敬意を表します。情報の共有、それぞれの責務、地域社会の形、行政のあり方について盛り込み、16歳以上による住民投票にその特徴を読み取ることができます。	原案の趣旨・内容にご賛同いただき、ありがとうございます。
庁内	全体	条例原案の内容については、事務局として条例原案づくりの事務を担ってきた経過から、特に修正意見はありません。条例制定後は、公民協働推進室として、自治基本条例に基づいた市政運営を推進するために、庁内における自治基本条例推進体制の整備を行うとともに、条例冊子の作成配布、広報掲載、フォーラム開催、職員研修の実施などを通じ、市民・職員への周知・啓発を行ってまいります。公民協働推進室の個別事務事業展開においては、南北リージョンセンター事業、まちづくり協議会事業、だんじり協議会事業等を、自治の基本原則に則り、情報共有や市民の参加・参画、合意に向けた話合いと説明責任、協働によるまちづくりの推進の観点で事業を推進してまいります。 また、コミュニティ推進事業については、上記の自治の基本原則に加え、第6章コミュニティや第8章参加・参画・協働の規定に基づき、町会・自治会活動やボランティア活動がより積極的に展開されるよう、その具体策を検討してまいります。	参考意見とさせていただきます。
市民	全体	文末に「…しなければなりません。」の表現が繰り返されています。これを「良し」とされているようですが、多用しすぎでは。「責務」各条文では違和感はありませんが、ほかは大幅に整理することができます。 第1条から第34条まで全条のタイトルは重複させるのですか。例えば第2条の場合、枠外「(2)最高規範性」と、枠内「(最高規範性)」です。一方を目立たせればこと足りると考えます。簡素な条例を求めます。 誇りと自信に満ちた、魅力ある「自治基本条例」の成案に期待します。	文末の表現「～しなければいけません」は、一定の行為の義務付けとして用いています。ご意見は、具体的にどの条文とのご指摘ではないことから、一つずつその条文の内容に応じて文末の表現を選定した結果としてご理解願います。
市民	全体	条文を読みましたが、大変良く出来ています。但し、これを実践するには皆さんの大変な努力が必要であると思います。策定委員会各位、大変ご苦労さまでした。	原案の趣旨・内容にご賛同いただき、ありがとうございます。
庁内	全体	条文よりも説明文の方がより深く踏み込んだ内容となっている。説明文を条文化する方が良いのではないか?	条文、説明文に対するの具体的な指摘部分が不明なため、参考意見とさせていただきます。

(仮称)和泉市自治基本条例(原案)に対するご意見・ご感想と策定委員会回答

区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
市民	全体	<p>大変良い基本条例だと思いますので、今後も前向きに推し進めていただければ結構だと思います。各町会とも、用事が多くなり今後役員の選出に支障をきたす可能性が高くなるように思います。</p>	<p>原案の趣旨・内容にご賛同いただき、ありがとうございます。町会・自治会活動についての具体的な課題解決に向けては、自治基本条例の趣旨に基づき、現在の町会連合会活動への支援策の見直しを含め、町会自治会活動を活性化させる具体策の検討が必要だと考えます。</p>
市民	全体	<p>私は校区長を初めてしました。町会長も初めてです。校区長と行政とのつながり又町会と町民とのつながり、どちらも大変です。ただ、各町の会長様の協力又町会役員様の協力が無事1年間努めることができました。私のところでも、町会長をする人材が不足しています。(用事が大変だから)町会役員と町民との和・つながりがうまく進めば、気持ちに余裕ができ、町会も行政もスムーズに進みます。何事にも人と人とのつながり、和と感謝の気持ちが一番大切です。町民と行政のつながり、和ができれば、何事もスムーズに進みます。どんな各団体でも役員がいるので、役員を選ぶにも大変です。自治基本条例でも町民が行政に関心をもち協力する気持ちを持つよう、指導をお願いします。私も一年間町会長の役職があります。和泉市自治基本条例に協力できるようがんばります。</p>	
市民	全体	<p>井坂市長の新年の挨拶での“市政改革、公民協働、安全安心なまちづくり、子育て支援”と“「和泉市自治基本条例」の制定と、市と市民との協働をベースにした地域住民による新たな自治システムをスタートさせたいと考えています。”との発言や時代が要請する、地方分権化の進行や多様な価値観を明瞭に自治行政に反映するには、地域住民の役割が重要となっています。その地方自治の行動指針となるのが条例であり、今回まさに地方自治の根幹となる「和泉市自治基本条例案」を公民協働で策定されております。そこには、現状の行政施策(借財財政や縦割り弛緩行政、等)の限界や崩壊寸前の危機感からの変革が求められております。そこで、「和泉市自治基本条例案」の理念や目的には、従来の自治行政へ、真の「協働」の概念の魂入を変革の第1とされるなら、当条例案は従来の条例文体ではなく、多様な市民に解りやすい文体で、別章や別条と重複表記となるから当該章や条項では表現しないとせず、重要なのは表現が重複しても“行政職員の裁量や市民の思いで、歪曲化できない、しない”文体が望まれ、変革の第一歩では。しかし、法令や条例の学問的見地から従来文体が必須ならば、「事務手引き、等の運用基準書」での説明、趣旨、解釈、運用で別章や別条と重複表記しても、当条例条項の運用を明確化し「協働」の意義を正す。(条例施行後の進化も追跡可能としておく事が大切と思われる。)</p>	<p>ご意見は、具体的にどの条文とのご指摘ではないことから、参考意見とさせていただきます。</p>
庁内	全体	<p>全体を通してあいまいな表現が多く、解説で説明しているものの、解釈に齟齬を生じてしまうおそれがある。もう少し具体的に説明を書くか、表現のあいまいさをなくすか精査が必要と考える。また、職員に条例の意味をしっかりと理解してもらうよう研修等が必要と思われる。</p>	<p>条文、説明文に対する具体的な指摘部分が不明なため、参考意見とさせていただきます。職員研修については、策定委員会としても必要と考えます。</p>

区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
市民	全体	<p>3月21日意見交換会「和泉ふれあいフォーラム 自治基本条例をみんなで考えよう」を議会の会派(五月会)の4人で話し合っただけで参加したが、各テーブル(5卓)を見ると、市職員以外では、約30人位で「広報」による公募での参加者は0に近い状態で、ほとんどは町会連合会の役員さんたちの協力のおかげだったように思った。私自身、何回か、自治基本条例策定のための講演会・検討委員会を傍聴したが、参加者・検討委員は今回と同じ町会連合会の役員さん達が呼んでくれた人たちが多かったと感じたです。市のホームページ、広報などで、自治基本条例策定の意見、検討委員を募集しても如何に一般市民は関心がないのか行政はとくに理解していると思う。自治基本条例が策定されると、現在以上に町会役員に行政から依頼が増えるのが予想され、だんじり祭りのある町会では、町会役員になってくれる人が少なく困っているのね。議会・市長・職員の責務は当然であるが、一般市民の責務については、行政として、ホームページ、広報など自治基本条例の策定を提案しても理解してくれていないのにつくるべきでないと思います。第9条は、一般市民全て理解しているのでしょうか。この決定こそ第32条「住民投票」すべきではないだろうか。日本国憲法の改正は必ず国民投票の筈なのに、市の憲法といわれる自治基本条例だから当然ですね。</p>	<p>地方分権の進展や少子高齢化など社会情勢が変化する中で、地域の実情にあったまちづくりを行い、個別化・多様化する市民ニーズに対応していくことが求められています。そのような中で、みんなで公共を担う新たなルールである自治基本条例の制定の意義があると考えます。条例制定後も広報・PRを行っていくことで、市民みんなの条例としていきたいと考えております。</p>
庁内	全体	<p>条文の説明において、条例の内容を強化するような説明が、随所に見られるが、これらは極力避けるべき(説明に書いてあるだけでは効力がないし、後々まで残るのは条文のみだから)で、むしろ円滑な運用を図るための逐条解説として作成することが望ましいと考える。</p>	<p>基本条例であることから、個々の条文の内容については、詳細な手段までは踏み込んでいません。条例の基本理念・目的を理解していただき、手段については、別途検討し、実行していく必要があると考えます。なお、条例の実効性を確保する仕組みとして、第33条「市民自治推進委員会」と第34条「条例の見直し」規定を盛り込んでいます。また、条例の条文だけでは、分かりにくい内容を説明として補足しています。説明の内容については、議決事項ではありませんが、条例制定後も解説書としてその内容をいかしていく予定です。</p>
庁内	全体	<p>3月5日(仮称)和泉市自治基本条例案に対する説明を受けて、建設部門を預かる課と致しましては、非常に内容の厳しい条例の制定であると痛感しております。この和泉市自治基本条例は基本原則として、主権は和泉市民にあること、また、この条例の主たる目的である市行政の進め方として、公民協働・公平公明・尚且つ市民との対話により事業を進めていかなければならないという事であれば、我々建設部門側として、事業を行う場合、目には見えない様な利害関係また、補償問題等があることから、どの程度までこの条例に則さなければ成らないのかという事について疑問視されるところである。</p>	<p>条例制定によって、これまでの行政運営のあり方を見直さなければならぬ部分もあると考えますが、基本的には、まちづくりの主役は市民であり、行政は市民が作り出した公助の仕組みの一部として、効率的・効果的な行政運営を行っていくことが必要と考えます。</p>



(仮称)和泉市自治基本条例(原案)に対するご意見・ご感想と策定委員会回答

区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
庁内	全体	市民と行政との協働による「まちづくり」は、理想であり、これに向かって推進していくにあたっては、市民が参画できるよう情報公開・情報提供等により、今以上の透明性を高める必要があるのは認識できます。このことにより、本条例(原案)に盛り込まれている職員の質の向上、及び市民の目線に立った更なる業務の見直し、問題点の有無等の再確認を図る必要があり、これまで以上の責務の重さと不安を感じているところであります。	参考意見とさせていただきます。
庁内	条例案の名称について	まちづくり・市民協働条例(案)はいかがでしょうか。	条例案名称については、ご提言の案を含めて、策定委員会で再検討させていただきます。
庁内	前文	誰もが生き生きと安心して暮らせる、住んで良かったと誇りに思える和泉市を創るという夢を実現し、・・・この条例が適正に運用され、市民、市議会及び市が互いに手を取り合い、知恵を出し合う中で、「市民主権の自治」の実現を目指していく。そして、住んでいる市民が生き生きと「安心して暮らせる」、「住んで良かった」と誇りに思える和泉市を創るという夢はもちろんのこと、他市在住の方からも「住んでみたい」、「行ってみたい」と思ってもらえるような和泉市を市民自身が自らの手で創り上げるという思いも必要ではないか。	策定委員会としても同じ思いで前文を作成しております。「安心して暮らせる」「住んで良かった」と誇りに思える和泉市であれば、他市在住の方にも住んでみたい、行ってみたいと思ってもらえるまちであると考えます。
市民	前文	わかりやすくまとまっています。これまでの歩みを肯定した表現に続いて、これからの協働によるまちづくりについて謳っています。これから大切なことは、市政の負の部分、足りないことを補う視点だと思えます。 豊かな自然の真の姿を理解し、自然環境を守り育てきましたか。歴史のある巡礼道は守られていますか。文言修正はとくに求めませんが、施策不足、施策見直しには謙虚であるべきだと思うのです。	前文の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。ご意見は、今後の市政運営の参考意見とさせていただきます。
市民	前文	前文は唯一その町の特色を打ち出す部分であり、和泉の由来を語るべきところでもあります。しかし、「多くの泉が湧き出していたことが名称の由来」というのはあまり特徴的でもなく説得力がありません。日本国中あらゆる山中で川の元となる源泉が湧いていることでしょう。それより、市ホームページに書かれているように、「泉井上神社」で湧出した「和泉清水」が「和泉」の由来であり、「泉州」という名称の元でもあるとするのが良いと思えます。どちらも「伝えられています」と書かれているように言い伝えであり、和泉市は伝説が豊富だからこそロマンの町とされるのですから。	ご意見に基づき、策定委員会で検討した結果、「泉井上神社」で湧出した「和泉清水」が「和泉」の由来であるという表現にします。
庁内	前文	下から2行目主権 自治の主権 【理由】主権という言葉は、対外主権(最高独立性)、対内主権(統治権)、最高決定力(最高決定権)として一般的に捉えるので、あえて主権という言葉を使用するのであれば、自治の主権とするべきである。	全体の文脈から自治という言葉は不要と考えます。

(仮称)和泉市自治基本条例(原案)に対するご意見・ご感想と策定委員会回答

区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
庁内	前文	4段落目「市民が主役のまちづくり」、「主権が市民に存する」、「市民の思いを込めて」など市民の思いを込めて最高規範として条例を策定していこうという意志が伝わってきますが、非常に回りくどい表現になっており、すっきりさせるべきと考えます。策定に携わった人の思いが強く全面に出てしまうという感じも受けます。	ご意見に基づき表現の整理について検討しましたが、原文どおりとさせていただきますので、ご理解願います。
庁内	前文	「主権が市民に存することを宣言し」とあるが、憲法の第1条で主権の存する日本国民と謳われており、条例の前文で「ここに主権が市民に存することを宣言し」という文言は必要ないのではないか。	まちづくりの主役は市民であり、市民の負託を受けた議員による議会や、同じく市民の負託を受けた市長とその補助機関である職員等による行政が主役ではないということを強調し、明らかにしています。
市民	第2条「最高規範性」	自治の最高規範である、といいながら中味は、他の条例・規則との整合性を図る、と条例・規則にしか言及していないのは少し限定的ではありませんか？ 他市の自治基本条例では先ず「市民、市、事業者等は市政運営や自治に際して、この条例を最高規範として尊重する」と書いた上で他の条例との整合性や体系化を図ると謳っています。	ご意見の内容について、原案作成の段階で検討しましたが、前文においても最高規範を明記していることから、ここでは、原案の表現で十分と考えました。
市民	第2条「最高規範性」	第2条(条例の位置付け)では、“他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、当該条例を尊重し、整合性を図らなければなりません。”とされています。しかし、行政行為の実態として早期(概ね1年以内)に条例の見直しを行い、行政執行の混乱を防止しなければならないのでは？ すでに、当該自治基本条例の策定には過去2年と今後の施行規準策定までの期間を配慮しても、他の条例、規則等との整合性は概ね1年以内で見直せるのではないのでしょうか。	条例制定後は、既存の条例についての整合性を図っていくためにすみやかに見直しを行っていく必要があると考えます。
庁内	第2条「最高規範性」	第2条で最高規範性について書かれているが、既存の条例等を改正しなくてもよいか。	
庁内	第2条「最高規範性」	最高規範性を謳うことで、市例規の法体系を構築していく必要が生じる。法制上、条例には上下関係がないと説明にも記載しており、「自治の基本法」という位置付けで制定の目的を果たせるものと考えます。また、条例の趣旨を最大限尊重し、整合性を図る必要があることから、現在の市例規(要綱等も含め)を各課等で総点検し、自治基本条例との整合性をチェックする作業が必要。当課では、例規審査を行うかどうか検討を要する。	
庁内	第3条「用語の定義」第4号	第4号の「水道事業管理者」は「水道事業の管理者を行う市長」としなくてもよいか。余分なスペースが文書の頭にあるのでは？	冒頭の市長に含めるものとし、水道事業管理者の文言を削除します。

区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
庁内	第3条「用語の定義」第7号	第7号の協働の定義の1行目末から2行目「互いの特性を尊重し合うことで」とありますが、「特性」という言葉は、広辞苑によれば「そのものだけが有する他と異なった特別の性質」とあり、大変曖昧な意味合いを持った言葉であると思います。条例の「用語の定義」において使用する文言は、用語の共通認識を深めるためのものであり、できるだけ多くの市民の方が意味を理解でき、なおかつ平易でわかりやすい言葉を使用すべきであると考えます。したがって、「特性」という曖昧な表現をやめ、例えば「互いの意見を尊重し合うことで」や「互いの良さを尊重し合うことで」、または、「互いを尊重し合うことで」という表現を使用すべきだと考えます。	「互いの特性を尊重し合うことで」を「互いを尊重し合うことで」に修正します。
庁内	第3条「用語の定義」第1号・第2号	第3条で「市民」と「事業者」が定義されているが、市内事業者は、市民と事業者の両方に定義されるものと理解してよいか。他の条例・規則等での「市民」の用語の意義の確認が必要となると思われる。	策定委員会としても、ご意見のとおりと考えます。
庁内	第3条「用語の定義」第5号	第5号の「まちづくり」という用語の定義が曖昧すぎるのではないかと、条文では、「まちづくり」の定義は、「公共の福祉を増進するあらゆる取組をいいます。」となっているが、「あらゆる取組」という定義で良いのか疑問である。第2章の自治の基本原則では、まちづくりについて、情報共有の原則、参加・参画の原則、合意に向けた話し合いと説明責任の原則、協働によるまちづくり推進の原則を第4条から第7条に規定しているが、原文を読む限り、まちづくりの「あらゆる取組」についてこの原則が適応されると解釈できる。また、第3章の市民・事業者では、市民の権利として「まちづくりに参加・参画する権利」について規定され、第8章の参加・参画・協働では、第27条でまちづくりについての「意見交換を目的とする場」の設置について規定されている、その一方で第28条では「政策立案過程への参画」ということで参画する場所を「政策立案過程」と限定している。これらの条文だけでは、個別の事業に対しての市民参加・参画のあり方が不明瞭であり、条例を今後どういうふう具体的に運用していくかの方向性も見出しにくい。従って、「まちづくり」の定義をもう少し具体的に規定することはできないか。(例)公園緑地課としては、「緑の基本計画」等の策定については、積極的に市民意見を取入れるべきと考えるが、個々の公園整備などにおいての市民意見をどうするのかといったことが問題となると思われる。仮にそういう機会を持たなかった場合に市民から「条例に違反しているのではないか」というような批判がでないか心配である。	策定委員会においても、ご指摘の「まちづくり」について、数種類の定義内容案を作成し、検討しましたが、定義中に例示を入れることで、かえって範囲が不明瞭となることから、現在の表現とさせていただきます。

区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
庁内	第3条「用語の定義」第5号	<p>条例の中にまちづくりという言葉が非常に多く出てくるが、まちづくりの意味について、市民によって捉え方が様々であると考えます。道路や、公園を整備するといったいわゆる「まちなみ」「開発」さらに、「都市づくり」をイメージする人、福祉、教育、環境など市民生活に関わる全てをイメージする人と様々である。そこで、本条例では、まちづくりをハード整備だけでなく、市民生活に関わる全ての事項であるという意味で、まちづくりを「公共の福祉を増進するあらゆる取組」と定義したと考えるが、果たして、これで、市民がどのようにイメージできるか。条例の中に相当多く出てくる言葉であるので、もう少し具体的にイメージしやすいやわらかい言葉での説明は出来ないか。また第8条の市民の権利の中に「まちづくりの情報を知る権利」とありこの範囲ももう少し分かりやすくする意味も含めて定義の説明の検討を願いたい。</p>	
市民	第4条「情報共有の原則」	<p>第4条(情報共有の原則) 市民と市民又は市民と行政は、<b>協働</b>でまちづくりを進めるに当たっては、まちづくりの情報を互いに提供し、共有するものとします。この場合において、市民及び行政は、個人情報<sup>の</sup>の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければなりません。</p> <p>説明 今回の「自治基本条例案」の理念や目的には常に「協働」を印象付けることを臨まれるためにも、「協働で」を追加しました。</p> <p>人や組織・地域の優劣や大小に囚われることなく、それぞれの持つ情報を共有し、共有の理念と目的を醸成しなければならぬ</p> <p>個人情報の取扱いについては、最重要事項ですので、繰り返しても明確な表現が望まれます。</p> <p>「情報は市民の宝しよう」との提言書のキャッチフレーズを忘れることなく、情報の共有は行政運営の大原則であり市民の財産です。施設等のインフラ資産は、構築費や運営費を必要としますが、情報は市民が望めば誰もが授受でき、多様で有益な宝を生み育てる、市民と行政の頭脳資産です(軽度な運営費は必要。)</p> <p>和泉市自治基本条例案の7頁上段記載を“<b>情報共有には・・・市民との情報共有を原則に進めていかなければなりません。</b>”と提案します。(その理由は、今以上では実行評価指標が不明瞭となる。)</p>	<p>ご意見の意図は、条例案全体で網羅されていると考えますので、ここでは、原案の表現のどおりとさせていただきます。</p>
庁内	第5条「参加・参画の原則」	<p>市民の参加・参画の原則について、市民がより参加、参画しやすいよう、行政側の努力を追記した方が良いのではないかと(第28条の政策立案過程と同様)</p>	<p>第5条「参加・参画の原則」に対する行政側の取組として、第18条「行政運営の基本原則」の第1項、第3項を明記しています。</p>



区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
庁内	第5条「参加・参画の原則」第6条「合意に向けた話し合いと説明責任の原則」第7条「協働によるまちづくりの推進の原則」第16条「コミュニティ」	「～ものします」という表現について、これは意味としては「みなす」と解釈出来るように読めました。例えば第5条では「まちづくり」に市民が参加出来ることを規定していますが、これでは参加しなくても参加したと「みなし」しているのでは?と捉えてしまうのではないのでしょうか。市民参加を原則とするのなら、そのまま「～することを原則とします」若しくは「～します」とした方が良いのではないかと考えます。	「ものします」は原則や方針を示す表現として使用しています。
市民	第5条「参加・参画の原則」	市住民のうち、各自治会加盟率70%。つまり、30%が参画していない現状。特に新設マンション群、全体で入っていないのは、市側からの説明不足と考えられる。(自治体に入っている所は赤十字、緑の募金、歳末助け合い等の募金に参加しているのに、メリットばかりを言って加盟しない。)	現在の町会連合会活動への支援策の見直しを含め、町会自治会活動を活性化する具体策の検討が必要と考えています。また、条例原案では、条例の実効性の確保として、条例に基づいた施策の進捗状況のチェックを行っていくことを盛り込んでいます。
市民	第6条「合意に向けた話し合いと説明責任の原則」	第6条(合意に向けた話し合いと説明責任の原則)の【説明】“・・・。また、市民や行政は、話し合いの結果について、市民や行政に対して説明する責任を負うことにもなります。なお、合意文書と共に合意形成過程の会議録等も説明責任の根拠として保存公開とします。”と加筆の提案いたします。 説明 説明責任とは、結果の説明はもとより、その合意形成過程の話し合い要旨の記録が、まちづくりに参加出来ない市民への説明責任の重要素となります。最近の調査で、当市の重要な政策決定に伴う上位機関との協議の復命書の大半が簡易とされ口頭復命処理され、当市(市民)の正当な意向を十分に主張し整合したか不明であり、説明責任の根拠不明(不存在)となっている。	ご意見の内容については、情報公開条例の範疇と考えます。なお、文書の公開については、情報公開条例に基づいて行っています。
庁内	第6条「合意に向けた話し合いと説明責任」	市民のみなさんとの合意形成について、どの範囲でどの程度の合意が必要か、何を基準に合意が図れたと判断するのが不明確である。お互い十分納得するまで話し合うとしているが、手数料の値上げなどで、説明責任を果たすべく努力したとしても、平行線になる場合、実施できないことになるのではないかと。	合意形成について、どの範囲においてどの程度まで行うのかを一律に規定することは不可能だと考えます。それぞれの事案に応じて、話し合う前に、話し合いのルール(例えば、最終的には多数決とする。委員長等に一任するなど。)についての合意は最低限必要と考えます。
庁内	第6条「合意に向けた話し合いと説明責任の原則」	まちづくりについては、誰もが賛成しているものではない。反対者と賛成者の意見は水と油。そのなかで、意思疎通を図り合意がとれるのか?それを取り纏めるのは結局市職員ではないのか。また、合意が図れず事業が遅れることへの責任は問われないのか?	



区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
庁内	第6条「合意に向けた話し合いと説明責任の原則」	<p>条文に「まちづくりを進めるに当たっては、互いの意思疎通を図り合意に向けて十分に話し合う」とあり、また、その説明で、お互い納得するまで十分話し合うというプロセスを踏まえていることが重要です。とある。この、趣旨も意味も理解できるものの、条例の運用に当たってトラブルが想定される。法に基づく施策事業を進める場合や許可等を行なう場合、市民の合意がなされなかった場合はどうなるのか。互いの合意がなければまちづくりが出来ないと解釈することにならないか。また、話し合いの結果の説明責任とは、合意が図られた場合と合意が図られない場合、双方を指しているのか。合意形成が図れない場合は、その結果を説明することにより可となるのか。条例の運用を考えれば、「合意」を「理解」というような表現に変更することが望ましいと考える。</p> <p>○合意 互いの意思が一致すること。 ○理解 物事の道理や筋道が正しくわかること。意味・内容をのみこむこと。 また、条文説明で対応する工夫も必要と考える。</p>	
庁内	第6条「合意に向けた話し合いと説明責任の原則」	<p>まちづくりを進めるに当り市民合意と説明責任について、この条で求めています。まちづくりは一般的にハード事業をイメージされやすく、特に、本室が所管する宅地開発行為については民間の事業者が主となることから、事業者が市民に対し開発合意や説明責任においては一定限界があると考えます。また、行政が事業者に代わって市民合意に努めることも適正とは考えられません。さらに、合意が得られないからといって本条例を根拠に開発行為を止めることは出来ません。本室としましては法令を遵守するとともに公正な立場で手続き処理せざるを得ないものであることを留意願います。</p>	<p>自治基本条例は、市民自治を推進していくための基本原則等を示したもので、ハード部門のまちづくりにおけるも最終的なまちなみやまちの整備方針は一切規定していませんが、そこに至るまでの市民権のまちづくりのあり方、市民の関わり方を規定していますので、住宅・都市環境を基軸としたまちづくりを担う貴室において、法令を遵守し、公正な立場で手続きを処理する上で、重要な原則になると考えます。</p>
庁内	第6条「合意に向けた話し合いと説明責任の原則」	<p>事業、特に工事等を進めるに当たって、説明責任を果たすのは十分理解していますが、全て合意の上での着手となると、そのことを逆手にとって工事の遅延やコストの増加に繋がる懸念となります。</p>	<p>第6条は、全て賛成合意のうえでの着手という意味合いではなく、合意に向けて話し合うという過程を踏まえることを意味しています。工事を行う上での期間に期限があることや、コストが決まっていることは、事前に提示した中で、例えば、期限をきって、期限内に出た結果をもって工事を進めるということを前提として、話し合うなどの手法が考えられます。なお、第6条「合意に向けた話し合いと説明責任」の段階に至るまでのその地域のまちづくりのあり方についての情報共有(第4条)、市民の参加・参画(第5条)が重要であると考えます。</p>

区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
庁内	第6条 「合意に向けた話し合いと説明責任の原則」	【説明】の8ページ1行目 「お互い納得するまで十分話合うというプロセスを踏まえていることが重要」 市民と行政の話し合いにおいては、一個人だけでなく、どの市民にも納得できるような話し合いが出来ることが理想ではあるが、地域住民との話し合いにおいては、納得するまでの時間の余裕がなかったり、また最後まで納得されない住民がいたりする場合がある。このことを考慮すると、この文言には、一定の但し書きまたは、文言の修正が必要ではないだろうか。	ここでは、平行線の議論であっても、お互いの合意できる点はないかを探る努力をするという意味であり、全員が賛成という結論をもって物事をすすめるということは想定していません。それぞれの事案に応じて、話し合う前に、話し合いのルール(例えば、最終的には多数決とする。委員長等に一任するなど。)についての合意は最低限必要と考えます。例えば、A案支持30人、B案支持20人、結果A案となった場合、それが合意に向けて話し合った結果であれば、互いにその結果を尊重するということを述べています。説明文については、ご意見に基づき、表現を一部修正します。
庁内	第7条 「協働によるまちづくりの推進の原則」	第7条で「目的を共有する」とありますが、まちづくりとして行動した結果についても共有すると思えます。	「行動した結果について共有する」ということについては、第31条「協働による事業の実施方法」第3項で、具体的な協働事業実施の際には、事業実施後に客観的評価を行うことを定めています。
庁内	第9条 「市民の責務」	第8条でまちづくりの情報を知る権利と参加・参画する権利を保障し、第9条では自治基本条例の規定に基づく権利の行使に当たり、発言と行動に責任を持つよう責務を負わせている。情報を知る権利として、情報公開請求権が考えられるが、昨今、営利目的の情報公開請求や大量の情報公開請求など権利の濫用的な情報公開請求の事案が生じており、無制限に権利を認めると行政事務が機能しない事態が生じるおそれもある。よって、第9条に第2項として、2 私たち市民は、前条の権利の行使に当たっては、権利の濫用は行わないよう努めます。と1項加えてはどうかと考えます。	ご指摘の内容は、第1項に包括されると考えます。
市民	第10条 「子どもの権利」	意見 削除すべき 理由 子どもの権利を尊重することは必要だが、街づくりには意見を聞くとともに参画させるのは無理。権利を守ってやることと権利を主張することは別。	説明文に記載しているとおり、ここでは直接意見を表明できない人の象徴として、子どもの権利を明記しています。なお、現在和泉市では、子どもが社会の一員として、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加・参画する取組の一つとして、小学生・中学生の子ども議会を開催しています。また、地域の清掃など身近な地域活動に参加することもまちづくりへの参加の一つと考えていますので、趣旨についてご理解願います。

区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
庁内	第10条「子どもの権利」	子どもは、社会の一員として・・・参加・参画の権利を有するとあり、第9条で自らの発言と行動に責任を持つとあるが、子どもにどのような責任を持たせる考えか？行動と責任の範囲が曖昧である。	「子ども」に関しては、第16条「コミュニティ」と第26条「子どもの育成」において、周りの大人や行政が子どもを育成していく視点を記載しています。その上で、ここでは、子どもが単に大人に守られるだけの存在ではなく、それぞれの年齢に見合った形でまちづくりについて主体的に参加・参画できることを明記しています。子どもの責任については、それぞれの事案に応じ、子ども自身の責任の範囲と保護者や育成者の責任の範囲があると考えます。
庁内	第10条「子どもの権利」	「子どもは、社会の一員として、まちづくりに参加・参画する権利を有します」参加・参画する権利を有しているとしても、どのような形でまちづくりに参加・参画できるのか具体的な方法・手段を示す必要があるのではないかと。市民には理解しがたい表現になっているように思われる。または、意見を述べるができるような、少しひかえめな表現にするほうが良いのではないかと。	自治基本条例は、自治に関する一般的な規定をしていますので、子どもの参加・参画に関する具体的手法はここでは規定していません。条例制定後は、条例の趣旨に基づいて関係部署において具体策を検討していく必要があると考えます。
庁内	第10条「子どもの権利」	条文の説明において、私たちの祖先やこれから生まれてくる子孫など、直接意見を表明できない人の権利を視野に入れとあるが、今後のまちづくりへの参加、参画を考える上において、「祖先」の権利とはどのようなことを意味するのか不明である。宗教的な意味合いとして捉えられないか。	祖先の権利とは、これまでの和泉市を築いてきた先人たちの努力の結果として、現在に引き継がれているもの(有形・無形の両方)について、今を起点に考えるのではなく、これまでの歴史的背景を踏まえるというような意味です。そのような意味合いを前文に記載していますが、第10条「子どもの権利」の説明としては意味が分かりにくいため、第1条「目的」の「持続的に発展可能な地域社会」の説明部分に記載を追加します。
庁内	第10条「子どもの権利」	第3章「市民・事業者」の第10条「子どもの権利」が規定されているが、本市は障害者福祉宣言都市であり、弱者の視点から障害者に対する規定を設けるべきではないか。	策定委員会においても、障害者や、高齢者、外国人市民等の権利を明記すべきではないかという視点で話し合いをしましたが、ノーマライゼーションの視点に立って検討した結果、あえて、障害者、高齢者と区別をすることなくすべて市民の権利とすることにしました。



区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
庁内	第11条「事業者の責務」	第11条の事業者の責務は努力事項でよいのでしょうか?責務とする以上、義務事項にする必要があると思います。	あくまでも事業者の自発的な努力を前提にするもので、ここでは、守らなかった場合に義務違反が生じるところまでは、規定すべきではないと考え、努力義務としています。
庁内	第11条「事業者の責務」第3条「用語の定義」第2号	第11条に事業者の責務を明記しているにも関わらず、権利について明記された条項は無い。これは不公平なのではないのか?また、これについては第3条第1項の用語の定義「市民」の中に事業者が含まれると考えられるが、これは、事業者の所在地で区別していることなのか?一方、第11条の事業者の責務は第3条第1号「市民」、同条第2号「事業者」のどちらの事業者を対象にしているのかが非常にわかりにくい。	市内に事業所を置く事業者を市民としていますので、ご指摘のとおり、市外に事業所を置く事業者は市民に含まれません。市外に事業所を置く事業者は、事業者としての立場では市民に含まれませんが、個人としての立場では、市内で働く人・団体としての市民の権利を有するものと考えます。なお、本自治基本条例原案において、事業者という用語を使用するときは、すべて第3条第2号に規定するところの「事業者」です。
庁内	第11条「事業者の責務」	事業者の責務は法令遵守と本市のまちづくりを理解した上での努力義務と受け取れますが、一方、第6条の合意と説明責任において、本室の所管である開発業務で求める責務や権利については、行政と市民との関係、事業者と市民との関係には求める内容に温度差があると思います。本室としましては、事業者には説明責任を果たしてもらいますが合意について条件とはしておりません。よって事業者に対する市の指導対応も変わるものと思います。	話し合いによる合意と説明責任の原則では、そのような温度差を埋める努力をする必要があることを明らかにしたものです。最終的な事業の実施については、説明責任を明らかにした上で、法令に基づくものは法令に基づいて遂行する必要があると考えます。
市民	第12条「議会の役割及び責務」	内容には異論はありませんが、7つの文章中6つまでが、末尾が「努めなければなりません」と書かれているのには違和感を覚えます。対立する立場から強く規制する文言のように聞こえます。自治基本条例は市民が主体であり、議員や議会は市民から選ばれた代弁者であることから、自らの強い意志や決意を表す「努めます」または「努めるものとします」のような主体的自発的な言葉で締めくくることが適当と考えます。	【議会の回答】 貴重なご意見ありがとうございます。「努めます」より義務規定に近い文言として「努めなければなりません」という言葉を用いて主体性を高めております。よって、ご意見の主旨は反映されておりますのでご了承願います。
庁内	第12条「議会の役割及び責務」	第2項～4項は努力事項ですが、義務ではないでしょうか。第13条も同じです。第15条も同じ。第25条も同じ。これらは解説と異なる表現をしている。	第12条及び第13条については、市民からのご意見のみ回答しています。

(仮称)和泉市自治基本条例(原案)に対するご意見・ご感想と策定委員会回答

区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
庁内	第12条「議会の約有り及び責務」 第13条「議員の責務」	第4章の議会の項目であるが、この章(条文)の有無によって、具体的に何がどう施策等が変わるのがよくわかりません。あってもなくてもよい章なら無い方がよいと思います。例えば議会の項目の条文はすべて「努めます」になっておりますが、これはすべて努力義務であり、何ひとつ義務化の項目がありません。	第12条及び第13条については、市民からのご意見のみ回答しています。
庁内	第12条「議会の役割及び責務」	市民、議会、行政と3つの主体で条例を構成している関係上、議会の役割は不要と考える。責務だけでよい。	第12条及び第13条については、市民からのご意見のみ回答しています。
市民	第12条「議会の役割及び責務」	定例議会や各種委員会を活性化するには、行政主導の脚本や台本方式から脱皮し、行政からは実態情報のみ収集し、行政と市民の乖離状況や行政の法令と条例遵守検証並びに予算書(地域や業界要望からの脱却)の承認よりも決算書(予算書を含む、結果の評価や行政の能力評価)の検証に重点移行されたい。なお、議会が主導する公正公平な各種監査組織(専門家、学会OB、行政OB、市民公募等の行政とのしがらみや利害関係なき)を保持し、その組織が日常的に議会の視点からの行政の政策や施策並びに事業と規則の分析評価が望まれる。(議会の権能なのか?)常に、行政と議会は、適切で良好な緊張感を保持し、弛緩した議会環境から脱却し、意外性のある議会で傍聴席が常に満席となる様に市民の政治への関心を持続させてください。	【議会の回答】 貴重なご意見ありがとうございます。開かれた議会運営の取り組みといたしまして、平成21年度より議会中継をインターネットによる配信を実施する予定です。今後におきましても市民皆様に親しまれる議会運営に努めてまいります。
市民	第13条「議員の責務」	第1項の自己研さんと公正・誠実な職務遂行が大変重要である。	【議会の回答】 貴重なご意見ありがとうございます。ご意見につきましては、議員として常に自己研さんに努め、今後も議員活動に精励し、公平・誠実に職務を行う為に平成20年度に議員の倫理に関する条例を制定し、透明性の高い市政運営に努めてまいります。
市民	第13条「議員の責務」	議員の推定選挙集票から、地域の代表と思われる場合があります(投票は全市行い、開票集計は地域単位の場合あり)、地域エゴを行政に求める代行者ではありません。常に議員個々は自己研鑽を当然行っていただきたい。なお、日常から選挙時の候補者の思いで、市民と対話し、情報の収集や議員活動報告を行い、日々接触不可能な市民には活動報告書(パンフレットやホームページ)で自らの政治方針(マニフェスト)に準拠した、実行政治行為を比較提示(評価)することをお願いいたします。(全市民が見える手段を講じてください。)調査活動におきましても、和泉市の行政からの意見や国、府、他自治体の議員さんや職員さん並びに自らの足で現場確認(課題現場や他自治体からの情報公開や提供でのヒヤリング)や地道なアンケート調査を実践し、当市行政との情報比較も自己研鑽なのかも。	【議会の回答】 貴重なご意見ありがとうございます。ご意見につきましては、議員として常に自己研さんに努め、今後も議員活動に精励し、市民の視点に立ち公平及び公正かつ誠実に職務を行い市政の発展に努めてまいります。

区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
市民	第14条「市長の責務」	市長(首長)は、巨大な行政執行権を直接選挙で市民から選ばれ負託されております。この権限は、議会からの不信任決議や市民からのリコールがないかぎり、当該条例を含む当市の行財政改革を自身ある合意形成された行政方針に基づき協力的なリーダーシップを発揮する事も市長の責務ですが、当条例に明記されていないのは市長の行政方針の自身のなさなのでしょうか。一考してください。	策定委員会では、原案作成過程において、総合的な行政サービスの提供を明記することも検討しましたが、最終的には、「市民の負託に応え、この条例の趣旨を尊重し、」という表現で包括されているものと考えました。
庁内	第15条「職員の責務」第1項	「努めなければなりません」について、「和泉市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」第3条第1項では「公正な職務の執行に当たらなければならない」とあり、第2項も公平性について「～ならない」と言い切っています。整合性を確保するため、どちらかに合わせるべきだと考えます。	「当たらなければなりません」に修正します。
庁内	第15条「職員の責務」第1項	「倫理観の高揚」、「法令遵守」、「公平公正な職務執行」など非常によい表現が使われているが、「奉仕者」という文言が、憲法第15条に使用されているものの、差別的なニュアンスを受けてしまう。	策定委員会では、全体の奉仕者という文言については、憲法、地方公務員法等でも用いられており、差別的とは考えていません。
市民	第15条「職員の責務」第1項	職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、倫理観の高揚に努め、この条例その他の法令等を遵守し、公正・公平な職務執行はもとより、 <u>職員自らの発言と行動に責任をもたなければなりません。</u> と変更加筆提案いたします。 説明 「、・・・この条例その他の法令等を遵守し、公正・公平な職務遂行に努めなければなりません。」では、第9条の市民の責務(・・・、一人一人が互いの人権を尊重し、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。)と対等(市民と職員)な責務を負うべきとすれば、前述の“倫理観の高揚”が実質的な責任の担保でより具現化されませんか。	ご意見の趣旨は、原案で網羅されており、特に追加の必要はないと考えます。
市民	第16条「コミュニティ」第1項	第1項の文脈は通じにくい表現です。言いたいことはなんとなく分かりますが、市民だれもがずっと理解できるものにしたいです。話し合いの中で得たものをしっかりとこみしめ、さらにこなしていただきたい。	第1項を次のように修正します。 第16条 私たち市民は、防犯、防災、福祉などの地域社会における課題を解決し、豊かな地域社会を実現するために、コミュニティが果たす役割を認識し、コミュニティを守り育てるよう、一人一人ができることを行うものとします。
庁内	第16条「コミュニティ」第2項	校正について (校正前)第2項 私たち市民は、災害時等に助け合うことができるよう、日頃から情報共有し、連携体制を築くよう努めるものとします。 (校正後)第2項 私たち市民は、災害時等に助け合うことができるよう、日頃から情報を共有し、連携体制を築くよう努めるものとします。	ご意見のとおり修正します。



(仮称)和泉市自治基本条例(原案)に対するご意見・ご感想と策定委員会回答

区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
庁内	第16条「コミュニティ」第5項	当センター事業の一部を、「プロポーザル方式」により、NPO法人等に委託しています。そのため、情報交換・連携・協働を積極的に行うことには、一定の理解はしていますが、利害関係を考えると難しいところもあります。どのような範囲で連携を保っていくのか(規定までは難しいと思いますが)検討していただきたいと思ひます。	今後の市政運営の参考意見とさせていただきます。
庁内	第17条「市民相互の意見交換の場」	「技術的支援」について、解説では人材の派遣にまで言及しているのて、「人的・技術的支援」としてはどうでしょうか?	ここでの人材派遣は、専従者の派遣等の人的支援ではなくアドバイスを行うなどの技術的支援の一環として捉えています。
庁内	第17条「市民相互の意見交換の場」	行政の技術的支援について、本室の所管業務である民間の宅地開発行為では、事業者が説明責任を果たす中、行政は中立な立場でいなければなりません。従いまして本室では調整役として参加することは難しいと思ひます。	中立的立場として話合いの場を提供することが望ましいと思ひます。
庁内	第18条「行政運営の基本原則」第1項	(仮称)和泉市自治基本条例において、行政の行う公共サービスを提供する場合に要する費用は、税収を基本としますが、上下水道事業においては使用料収入が基本となるため、負担の公平の観点から、自治基本条例の基本原則である公平・公正性がどれだけ確保できるかが危惧するところであります。	行政運営の基本原則としては、法令遵守、公平・公正の確保、透明性、市民との信頼関係の確保は必要だと考えます。なお、ここでの「公平」とは、一律という意味で使用しているものではありません。
庁内	第18条「行政運営の基本原則」第2項	第2項に、「行政は、行政情報を市民の市政参加の基礎情報と捉え、適切な時期に分かりやすく提供することにより、市民との情報の共有に努めなければなりません。」とあるが、「分かりやすく提供する」ためにはそれなりの時間が必要になることが考えられることから、現在の人員体制で行うことのできる提供方法を模索する必要があると考える。また、情報提供については、市民と行政の意識に差があることも考えられることから、「分かりやすく」という抽象的な文言は市民と行政の間に不信感を生じさせる可能性も考えられることなどからこの「分かりやすい」という文言は削除したほうがよいのではと考える。	情報提供方法については、ITの活用等も踏まえ、条例制定後にその実現に向けて検討する必要があると考える。情報提供の「分かりやすさ」にも、市民側が考える分かりやすさと行政側が考える分かりやすさに違いがあるかもしれませんが、具体的な対応は別として、市民の視点に立って分かりやすく説明するという認識を持って、努力することが求められていると考える。
市民	第18条「行政運営の基本原則」第2項	第2項 行政は、行政情報を市民の市政参加の基礎情報と捉え、常に分かりやすく提供し、市民と共に情報の共有を形成しなければなりません。と変更加筆提案いたします。 説明 行政と市民は可能範囲(政策、施策・・・)で、集約的な一体を求めるならば(信頼関係が構築された)、 「適切な時期」では行政と市民間の時系列な情報格差が発生し、対等な形成とならない。過去の政策及び施策や過去現在将来の事務事業については、「適切な時期」でもやむを得ないと思ひます。	ここでは、あるがままの形(個人情報等は除く)で行政情報を公開する「情報公開」とは別に、より分かりやすく情報を提供するという観点から、その提供時期にも配慮する必要があることから、「適切な時期に」という表現を用いています。

区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
市民	第18条「行政運営の基本原則」第2項、第4項	<p>行政運営の基本原則の条文で、市民がはがゆさを覚える表現は避けたい。求めても情報を提供してもらえなかった経験をもつ市民として、第2項の「適切な時期に」には全幅の信頼をもてない。市民が求めるのは「すみやかに」が第一であります。</p> <p>第4項の「最も」は削除してもいい。「検討」は、「考え」または「工夫」と置き換えると、生き生きしてきます。冗長さや、あいまいさを感じさせない、すっきりははっきりした条文が望まれているように思います。</p> <p>第23条には「迅速かつ誠実に対応」の謳い込みがあり、これには励まされます。</p>	<p>第2項について あるがままの形(個人情報等は除く)で行政情報を公開する場合は、「すみやかに」という表現がふさわしいと考えますが、ここでは、より分かりやすく情報を提供するという観点から、その提供時期にも配慮する必要があるため、「適切な時期に」という表現を用いています。なお、第2項の説明に、上記内容を追加記載することとさせていただきます。</p> <p>第4項について 条文の表現については、ご指摘の点に留意いたしますが、第4項については、原案どおりとさせていただきますので、ご理解願います。</p>
庁内	第21条「財政運営」第2項	<p>27ページ13行目予算査定・・・について「予算査定結果を公開する」については、原案ではどこまでを公開するののかの具体例がないことから、この文言を入れるのは不相当と考える。この文言はを削除してほしい。</p>	<p>策定委員会でも、原案作成過程において、予算査定結果の公開について、左記のような意見がありました。具体的な方法については、条例制定後に委ねるとし、その考え方については示しておきたいと考えます。</p>
市民	第22条「行政手続」第1項	<p>第1項の【説明】「ここでは、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、許認可申請、届出、行政指導などの行政手続に関するルールと経過を市民に明らかにし、行政手続の明確化と行政の検証責任の確立を」とともに、速やかに処理を行うことを規定します。」と変更加筆提案いたします。</p> <p>説明 許認可申請、届出、行政指導の実態行為でのルール作りはされますが、そのルールの執行結果のみならず、当事者間との合意形成経過資料(例：行政側作成の協議議事録の不存在ではありません。)が不透明となっている。 また、上記の合意形成資料不備や指導ミスの場合での行政の検証責任も明確にしなければならないのでは。</p>	<p>第1項行政手続の明確化については、行政手続条例や、業務執行基準に基づいて実施していくものと考えます。なお、当事者間の合意形成経過資料の作成は、各担当課の判断の下で、状況に応じて適切に作成されるべきものと考えます。</p>

(仮称)和泉市自治基本条例(原案)に対するご意見・ご感想と策定委員会回答

区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
庁内	第22条「行政手続」第2項	第2項に意見公募手続いわゆるパブコメの規定を設けているので、見出しを「行政手続及び意見公募手続」又は「行政手続等」に改めるほうがよい。また、ここでの行政手続の意味は、行政処分や行政指導などの行政手続条例で規定している内容なのか、又は、もっと広義の意味での行政の手続という意味なのか、どちらと理解すべきか。この規定により行政手続条例の改正又はパブリックコメント条例(要綱)の制定が業務として生じてくると考えられます。なお、行政手続条例は、市の行政処分や行政指導に関する手続を定めているものであり、市民の意見を聴取していく意見公募手続とは、性格を異にするものと考えられます。よって、行政手続条例の一部改正ではなく、新たな制度を設けるものとして、パブリックコメント条例の制定が望まれます。	ここでは、市の行政手続条例を指すのではなく、広義の意味での行政手続を指しています。また、パブリックコメントについても、行政手続における透明性・公正性の向上の手段として捉えています。なお、本条を受けて、行政手続条例の一部改正を行う必要があるものの、その一環としてのパブリックコメントに関する部分を別に規定するのも一案だと考えます。
庁内	第4条「情報共有の原則」第23条「意見・要望・苦情等への対応」	第2章第4条「情報共有の原則」、第7章第23条「意見・要望・苦情等への対応」では、現在広報広聴研究会でも研究しているところですが、広報広聴は一体のものであり、そのどちらかが機能しなくなると行政運営がスムーズに行えなくなる。これらのことを踏まえ、全職員が広報の担い手となって情報の提供を行い、また、市民からの意見・要望・苦情等には誠実に対応し、今後の施策に活かしていけるようなシステムが必要と考えます。	全職員が広報の担い手となって情報の提供をしていくような手法、手段、研修等を今後必要と考えます。また、市民からの意見・要望、苦情等を今後の施策に生かすシステムの検討も必要と考えます。
庁内	第23条「意見・要望・苦情等への対応」	28ページ末行について 具体例が示されていないことから、「また、意見・・・重要です。」を削除してほしい。	具体例については、今後検討していく必要があるものの、ここでは、考え方として示しておきたいと考えています。
庁内	第23条「意見・要望・苦情等への対応」	意見・要望・苦情等への対応については、各部課等で格差が生じることが考えられるが、一定の基準づくりは行われるのか。	意見・要望・苦情等への対応については、現在、「公平・公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づき、要望への対応が図られていますが、その手法等が妥当かどうか再確認、見直しが必要と考えます。
庁内	第24条「人材育成」	和泉市職員人材育成基本方針に則って、市民から信頼され自ら創造できる職員をめざすべき職員像として計画をすすめていきます。職員一人ひとりの能力向上を基本に、組織力の向上をめざします。	参考意見とさせていただきます。



区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
庁内	第25条「危機管理」	<p>自治基本条例(案)は、第1章、第2章で基本的な姿勢を表し、第3章～第5章で市民・議員・行政の役割を明確にし、第6章ではコミュニティ、第7章では行政という括りで立場を説明し、第8章で市民と行政の参画のあり方を述べ、最後の第9章で条例の実効性について記すという構成は、全体としてはよくまとまっているように思います。</p> <p>そのうち1箇所、質問があります。</p> <p>第7章第25条について</p> <p>危機管理の具体的な説明があったほうが理解しやすいと思います。</p> <p>例えば、(1)危機の対象となる事象は何か。自然災害(台風、地震、落雷など)、人為的災害(コンピュータの情報管理など)。</p> <p>(2)迅速とはどのようなものか。</p> <p>(3)各課での危機管理への対応を市として一元化するのか。</p> <p>(4)危機管理について市民に周知する方法は何か。など</p> <p>抽象的な表現を避け、図などを用いたシミュレーションが行えればよりわかりやすくなると思います。</p>	<p>ご指摘の内容について、平成19年9月に「和泉市危機管理指針」が策定されていますが、今後その内容についても、条例に基づいて見直し検討が必要になると考えます。</p>
市民	第27条「市民と行政との意見交換の場」第31条「協働による事業の実施方法」	<p>現在、市側、住民側にも多くの部、課、団体がありますが、活動自体みんな精一杯やっていると考えますが、総合的にまとめる機関がない。例えば、学校一つとっても、学校・・・教育委員、PTA、ボランティア、警察、子育て、自治会、保護司、保健所、教員、子ども会、民生児童委員、教員、老人会、生徒</p>	<p>自治の基本原則の一つとして「合意に向けた話し合いと説明責任の原則」を掲げていますが、まずは、話し合いのプロセスを重視するという考え方にに基づき、意見交換の場、対話の場での情報交換を密にしていくことが重要だと考えます。そうする中で、そのような場での結びつき、ネットワークをいかしていくためには、例えば地域協議会やまちづくり協議会といった住民組織、あるいは地域担当制といった行政側の仕組みなど、何らかの組織化が必要かどうか、今後のあるべき姿の検討が課題となってくると考えます。</p>
庁内	第27条「市民と行政との意見交換の場」	<p>条文の説明において、地域の様々な課題を解決するため、政策を立てる前に市民の意見を聞くことから始めることが、市民と行政との協働の第一歩となります。とあるが、「政策」の定義を明確にする必要がある。市民の意見を聞かなければ、全ての政策立案が出来ないことになる。次条の説明を引用する必要がある。</p>	<p>政策については、第3条「用語の定義」には明記していませんが、第28条「政策立案過程への参画」の説明文に明記しています。</p>

区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
庁内	第28条「政策立案過程への参画」	<p>この条文の説明文では、「市民には基本となる政策の立案過程に参画する権利」と表現しており、その「政策」の具体例を明示しています。しかしながら、条文では「基本となる」が入っておらず、「市民には政策の立案過程に参画することが」等となっており文言と説明が合致していません。今回の「説明文」は条例の説明時には添付されますが、条例制定後は条文だけが例規集に記載され、「基本となる」の説明がなくなります。そのため「市民は、政策の立案過程に参画する」という文言だけでは、市民からすれば「政策全般の立案過程に参画できる」と解釈することができるため、例えば、「私は人権国際課の年間計画の決定会議に参加したい」という要望があれば、担当課は受入れざるを得なくなります。このため下記の3箇所に文言を追加し、「基本となる政策の立案過程にのみに関われる」ことがすぐに条文から読み取れるようにすべきだと考えます。</p> <p>(政策立案過程への参画) (基本となる政策の立案過程への参画)</p> <p>第28条 市民は、政策の立案過程に 市民は、基本となる政策の立案過程に</p> <p>2 市民が政策の立案過程に 市民が基本となる政策の立案過程に</p>	<p>本来、「政策」とは、行政の各分野において実現すべき基本的な目標・方向であることから、「基本となる」の文言はなくても条文としての効力は変わらないと考えます。説明部分については、市民が読んで分かりやすいように「基本となる」という言葉を追記しています。</p>
庁内	第29条「審議会等」	<p>解説に「審議会開催前に意見公募手続を行い」と記載していますが、「必要に応じて審議会開催前に意見公募手続を行うなど」に改めるほうがよいと考えます。事案によっては迅速に対応すべきものもあり、画一的な対応は効率的な業務運営の妨げになるおそれがある。</p>	<p>説明文のご指摘の部分については、審議会の議論を充実させるための一例として挙げたものであるので、説明文の表現を例示と読み取れるように一部修正します。</p>
庁内	第32条「住民投票」	<p>市政に関わる重要事項について、あらかじめ重要事業を定め、明記する方が良いと思う。</p>	<p>第4項で、条例への委任を規定していますので、ここでは、市政に関わる重要事項という表現に留め、重要事項を含め、その他住民投票の実施に必要な事項については、今後、住民投票条例において定めていくべきと考えますのでご理解願います。</p>

区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
市民	第32条「住民投票」	市政の重要事項について、住民投票が発議できるのはいいことです。公平・公正な施策推進のためにも。とくに市長は構えずに積極的に発議してほしいです。若者の意識を醸成させるためにも。 「外国人を含む16歳以上」に他都市にない特色はあるのでしょうか。	住民投票条例について、全てではありませんが、調べた範囲内においては、外国人を含む18歳以上の住民としている市町村が多く見られました。本市においては、第10条に子どもの権利を明記していることを勘案し、市の将来に関わる重要事項の決定について、幅広い年齢層の意見を取り入れることが持続的に発展可能な地域社会の実現に結びつくと考えました。子どもとしての立場も持ち合わせ、義務教育を終えた段階の年齢層である16歳以上に発議・投票権を保障することが、自分たちのまちのことは自分たちで決めるという参画意識を根付かせていく上でも重要と考えます。何歳以上ならば、自分で一票を投じる判断能力があるのかについては、16歳と18歳、あるいは20歳で判断能力に差があると捉えるよりは、まず、権利を与えることで、自分たちのまちは自分たちでつくるという自治の当事者意識をもって自発的にまちづくりへの参画してもらうために満16歳以上としました。なお、今後、中学校の授業においても、自治や投票の意味について、公民教育の充実を図っていくべきと考えます。
市民	第32条「住民投票」	外国人の投票権を認めたことは評価しますが、16歳以上、というのはいかがかと思えます。岸和田市では18歳としています。16歳は高校1年生であり、どれほど市政や政治に対する認識があるか、客観的判断ができるかが疑問なのです。それとも、来るべき住民投票に備えて、市では中学生時代からしっかりと自治基本条例や市政、政治についての学習指導をしていくのでしょうか？ その裏付けはあるのでしょうか？ 普段公民権や参政権を行使したことの少ない子ども達が、仮にですが市町村合併、市長の罷免、あるいは市立病院の存続などの住民投票に加わるとすると、果たしてそのための判断材料が十分備わり、人の意見に左右されずに自らの信念で投票できるのか確信が持てません。	
市民	第32条「住民投票」	先日のふれあいフォーラム(3月21日コミュニティセンター)に参加させていただきましたが(Dテーブル)、 第32条 住民投票 第1項 住民発議 第4項投票権の 年齢満16歳以上について 37ページ【説明】の中で、発議できる者の年齢について第10条「子どもの権利」に基づき、より広い年齢層の意見を取り入れる観点からと義務教育終了の満16歳からとしました とありますが、私見 人の生活において権利と義務(自由:責任)は背中合わせであるべき(鉄則)と思っています。その観点から考えると、今の情報化時代で良識ある判断能力が16歳18歳 20歳で一般的に期待できるのでしょうか。	
市民	第32条「住民投票」	意見 「その総数」の「その」の意味不明。 2 投票権は16歳以上 は少なくとも18歳以上に。 理由 常識の問題。広島市のサルマネは及ぼす結果は恐ろしい。3年以上在住の外国人も同様の理由で絶対反対。考えられる例を精細にあげてじっくり検討した案なのか。取り返しのつかぬことを惹起する責任を立案者は慎重に検討したのだろうか。	満16歳以上については、上記と同様の回答とさせていただきます。「その」は、本市に住所を有する年齢満16歳以上の者(外国人を含む。)を指します。
庁内	第32条「住民投票」	第32条に本市に住所を有する年齢満16歳以上の者と規定されているが、国民投票は18歳以上の日本国民。但し、18歳以上の者が国政選挙で投票することができるように改正するまでは、国民投票の投票権者を20歳以上としている。住民投票は限定的な事項に特定されるものと解することから選挙や国民投票と同様に18歳以上とすべきではないか。	満16歳以上については、上記と同様の回答とさせていただきます。なお、住民投票については、市の条例で定めることができるため、選挙や国民審査の年齢要件も一つの目安とはなりますが、必ずしも同じである必要性はないと考えます。



区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
庁内	第32条「住民投票」	地方自治法第75条(監査の請求とその措置)の規定において、選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数五十分の一以上の者の連署を以て、監査委員に対し事務並びに長等の権限に属する事務の執行に関し、監査の請求をすることになっており、選挙や国民審査と同様に18歳以上とすべきであると考えます。	
庁内	第32条「住民投票」	第32条第1項に規定している市民の請求権については、様々な考え方があり、議論の余地があるところですが、同条第2項の市長の発議権は不要で、削除すべきものと考えます。市長は、補助機関である職員を使って市民の意見を聴き、取り入れて、社会環境や財政状況などを踏まえて方向性を決定していくものである。市長が安易に責任逃れのため、住民投票制度を利用し、意思決定をすることは望ましくない。市長はいかなる難題であってもそれに対して考え抜いて結論や方向性を出していく職責がある。市長は、市民からの請求があった場合に実施しなければならないとするだけで事足りるものと考えます。	市政に対する重要事項について、市長の発議によって住民投票が実施されたとしても、住民投票の結果は、住民の意思に基づくものであることから、住民の発議に加え、市民の負託を受けた市長の立場として、市長自身の住民投票発議権を確保することに問題はないと考えます。
庁内	第34条「条例の見直し」	市長は・・・見直さなければならない。を見直すことができる。では駄目なのか？見直し規定がなくても見直さなければならないのでは？	現在市の条例において、制定後年数経過に応じて見直しを行っている例は皆無で、いったん制定するとよほどの不具合が生じない限り、改正手続きを取らないことが多く、時代の変化に適応していない条文もあると思われます。このような現状から、自治基本条例については、見直しの必要性が生じたときではなく、一定期間ごとに中身をチェックすることを規定しています。ただし、チェックした結果、改正する必要がないという結果に至る場合もあり得ます。
市民	その他	町内会の用事が多く、非常に忙しい毎日です。その上、市からの要望が増えれば役員になる者がいなくなります。	策定委員会としては、町会・自治会活動についての具体的な課題解決に向けては、現在の町会連合会活動への支援策の見直しを含め、町会自治会活動を活性化させる具体策の検討が必要と考えます。

(仮称)和泉市自治基本条例(原案)に対するご意見・ご感想と策定委員会回答

区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
市民	その他	<p>平成13年に総人口4600人の二セコ町が初めて自治基本条例でもあるまちづくり条例を制定したところからは、ずいぶん自治体の状況も変わってきました。財政逼迫と市民活動の発展があいまって、公民協働が市政の前面に打ち出されるこの頃です。とはいえ自治会等では、忙しすぎるとの悲鳴も聞こえてきます。ともあれ、この条例を作って本当に良かったという結果を引き出すためには、この条例の理念が全市民に浸透するよう徹底したPRが必要だと思います。ひとつ提案ですが、2年という長きにわたってこの条例の作成に携わってくださった委員会委員お一人おひとりの生の声(感想や思い)をお聞かせ下さい。</p>	<p>策定委員会では、フォーラム等で参加者と策定委員の意見交換を行ってきた他、これまでの会議録をホームページ、市政情報コーナーで公開しておりますので、ご覧いただければ幸いです。また、会議を公開しておりますので、ぜひ傍聴にお越しく下さい。</p>
市民	その他	<p>河、川は、国、府、市がそれぞれ分担管理していると思うが、          ・榎尾川・・・上流の工事をした後、下流への土砂の堆積が放棄されている。その責任分担はどこがしているのか。          ・松尾川・・・岸和田市と共有になっているのか、管理はコンクリート壁で固められ、とても自然環境とは言えず、魚も住めない現状である。</p>	<p>参考意見とさせていただきます。          なお、河川の管理等については、市役所道路河川課以下のとおり回答がありました。</p> <p>市内を流れる河川には、府管理の二級河川、市管理の準用河川・普通河川があります。榎尾川につきましては、下流の牛滝川合流～上流のダム予定地(榎尾山町)までが二級河川であり、府管理となっております。河積を大きく阻害する恐れがある場合は、河川管理者によって浚渫等の対応を検討いたします。松尾川につきましては、下流の牛滝川合流部～上流の覚坂橋(春木川町)までが二級河川であり、府管理となっております。河川用地等の関係上、全ての区間ではございませんが、河川改修と併せて旧河川敷の整備等、河川環境の向上に努めております。</p>

区分	該当箇所	ご意見	策定委員会の回答(ただし、第12条及び第13条は、議会の回答です。)
市民	その他	<p>和泉市自治基本条例案策定委員会の会議のありかたについて《上記委員会会議の公開性》</p> <p>1)当該会議録を懇談会同様の無記名ではいかがかとおもわれます。</p> <p>説明 この策定委員会での決定案が、市長の決裁をへて議会に送付されるものであり、前和泉市の自治を考える懇談会の主旨は、市民の思いを市長(行政)や当策定委員会への提言で、政策・施策への重みや責務に大幅な違いがあります。(思いは同じですが)なお、民主主義の原理原則である、諸個人の意思の集合をもって物事を決める意思決定である。(その意思決定の前提として多様な意見を持つ者同士の互譲をも含む理性的対話が前提であり、間接民主主義下での何らかの代表者では)無責任な無記名のメールと同類の無記名の議事録でなく、自由には責任が前提とすれば、各委員が責任ある発言なら記名の議事録であるべきかとおもいます。それにより、各委員の意見の市民評価が可能ではないでしょうか。集団や組織の擁護下でさせたくない、したくないの発言でなく、出来る人が、出来るときに、出来ることを、責任を持って行える環境ととのえるが重要ではないでしょうか。この条例案で個々の発言や行動に責任を求める策定を委員会が行うならば、当委員会の議事録も責任ある発言が無記名ではいかがかと思えます。</p>	<p>1)参考意見とさせていただきます。</p> <p>2)会議録は、録音テープからテープおこしをした後、策定委員会の承認を得て公開しています。したがって、テープそのものは議事録作成の補助的資料であり、議事録そのものではありませんが、申出があれば、視覚障害者の方に限定せず、聞いていただくことは可能です(貸し出しや提供は不可とさせていただきます。)。ただし、録音テープは、補助的資料として取り扱っておりますので、会議録が策定委員会で承認された後は、消去しています。また、録音には、集音マイクを使用していませんので、聞き取り不可能な場合があります。会議は傍聴可能ですので、できるだけ傍聴していただくことをおすすめします。</p> <p>3)会議へは、原則研究部会の職員全員の出席としていましたが、発言者は代表者であるリーダー・副リーダーの1~2名程度です。</p>
市民		<p>2)第1回から第13回までの議事録は、ウェブ上で公開・準備されておりますが、視覚障害者のためにも録音の聴取テープの公開(提供)は可能とされておりますか?</p> <p>3)当委員会での議事スタンスとして、研究部会、事務局、行政側委員と関係団体、学術経験者、公募市民で毎回構成し委員会を開催されておりますが、傍聴者として2回出席した感じでは、発言可能(委員の求めたときのみ)な研究部会委員の参加者多すぎる様に思われますので、代表者1名とし他は経験や勉強のため傍聴者とされるべきではなかったでしょうか?</p> <p>説明 傍聴者と同様に、貴重な委員会の時間を大切にするためにも、研究部会の代表者以外の意見は文書提示とされなければ、行政者サイドの意見が集中してくるのではないのでしょうか。</p>	